



平成 27 年 10 月 21 日

各 位

会社名 株式会社メディネット
 代表者名 代表取締役会長兼社長 木村 佳司
 (コード番号:2370 東証マザーズ)
 問合せ先 取締役管理本部長 宮本 宗
 (TEL 045-478-0041)

(訂正)「株式会社ウィズ・パートナーズとの業務提携並びに
 第三者割当により発行される第2回無担保転換社債型新株予約権付社債、
 第10回新株予約権及び第11回新株予約権の募集に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ

株式会社メディネットは、平成 27 年 9 月 29 日付で「株式会社ウィズ・パートナーズとの業務提携並びに第三者割当により発行される第2回無担保転換社債型新株予約権付社債、第10回新株予約権及び第11回新株予約権の募集に関するお知らせ」を開示いたしましたが、記載内容について、一部訂正が生じたので、下記のとおりお知らせいたします。なお訂正箇所には下線_を付しております。

記

【訂正前】 P4

I. 第三者割当により発行される第2回無担保転換社債型新株予約権付社債、第10回新株予約権及び第11回新株予約権の募集

1. 募集の概要

(1) 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債

(3) 社債及び新株予約権の発行価額	各本社債の発行価額は 20 百万円(額面 100 円につき金 100 円) 本転換社債型新株予約権の発行価額は無償
--------------------	--

【訂正後】 P5

I. 第三者割当により発行される第2回無担保転換社債型新株予約権付社債、第10回新株予約権及び第11回新株予約権の募集

1. 募集の概要

(1) 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債

(3) 社債及び新株予約権の発行価額	各本社債の発行価額は 12.5 百万円(額面 100 円につき金 100 円) 本転換社債型新株予約権の発行価額は無償
--------------------	--

以上

平成 27 年 9 月 29 日

各 位

会社名	株 式 会 社 メ デ ィ ネ ッ ト
代表者名	代表取締役会長兼社長 木村 佳司 (コード番号:2370 東証マザーズ)
問合せ先	取締役管理本部長 宮本 宗 (TEL 045-478-0041)

**株式会社ウイズ・パートナーズとの業務提携並びに
第三者割当により発行される第2回無担保転換社債型新株予約権付社債、
第 10 回新株予約権及び第 11 回新株予約権の募集に関するお知らせ**

株式会社メディネット(以下、「当社」といいます。)は、平成 27 年 9 月 29 日開催の取締役会において、以下のとおり、株式会社ウイズ・パートナーズ(以下、「ウイズ・パートナーズ」といいます)との間で、「細胞加工業」及び「細胞医療製品事業」に関する業務提携を行うこと、並びに、ウイズ・パートナーズが業務執行組合員を務めるウイズ・ヘルスケア日本 2.0 投資事業有限責任組合を割当予定先とする第三者割当(以下、「本件第三者割当」といいます。)の方法による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下、「本新株予約権付社債」又は「第2回新株予約権付社債」といい、本新株予約権付社債に付された新株予約権及び社債を、それぞれ「本転換社債型新株予約権」及び「本社債」といいます。)、第 10 回新株予約権(以下、「第 10 回新株予約権」といいます。)及び第 11 回新株予約権(以下、「第 11 回新株予約権」といいます。)の発行(以下、第2回新株予約権付社債、第 10 回新株予約権及び第 11 回新株予約権の発行を総称して「本資金調達」といいます。)並びに本転換社債型新株予約権、第 10 回新株予約権及び第 11 回新株予約権に関する投資契約(以下、「本契約」といいます。)を締結することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

I. 業務提携

1. 業務提携の理由

平成 24 年 10 月に iPS 細胞の開発をした京都大学の山中伸弥教授がノーベル生理学・医学賞を受賞したことで再生・細胞医療における期待が国内外において一気に膨らみ、その産業化が国家戦略として位置づけられ、平成 25 年 4 月には、いわゆる「再生医療推進法」が国会において成立しました。さらに、平成 26 年 11 月には、企業等による細胞加工の受託を認めた「再生医療等の安全性の確保等に関する法律(以下、「再生医療等安全性確保法」といいます。)」が施行され、また、再生・細胞医療の特性に応じた特別な規制等(例:条件・期限付きの承認制度)を適用し、いわゆる「薬事法」で区分されていた「医薬品」「医療機器」に加え、「再生医療等製品」という新たなカテゴリーを設定した「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下、「医薬品医療機器等法」といいます。)」が施行されました。

このような政府の積極的な取組姿勢等が再生・細胞医療の産業化にとって追い風となる環境を醸成する中、近時多くの日本企業が再生・細胞医療分野あるいはその関連分野への参入意思を明らかにしています。例えば、再生医療の実用化・産業化を目指す産業界の団体である「一般社団法人 再生医療イノベーションフォーラム(FIRM)」には 160 社以上の企業が参加しています。医薬品・医療機器分野はいわゆる薬事法規制対応の必要性などから一般的に参入障壁が高いとされておりますが、最先端の技術を活用する再生医療分野はもう一段参入障壁が高いと考えられます。しかし、そのような参入障壁を有する再生医療分野への参入を検討している企業にとっては、当社のような基盤技術・特許・研究開発パイプライン及び薬事法規制対応を含めた経験・ノウハウ等を有する先行企業との提携は、その高い参入障壁を乗り越えるための戦略的選択肢の1つになり得ると言うことができます。

当社はこれまで、「免疫細胞療法総合支援サービス」を中心に医療機関に向けた細胞医療支援事業を主力事業として業績拡大を図ってまいりましたが、再生医療等安全性確保法の施行に伴い、今後、需要が高まると想定される医療機関等からの細胞加工委託への対応、並びに、医薬品医療機器等法の下、国内外の企業等からの再生医療等製品や治験製品の開発・製造委託に対応する「細胞加工業」(従来事業の免疫細胞療法総合支援サービスは当該事業セグメントに含めることとする)と、医薬品医療機器等法の下、細胞医療製品(再生医療等製品のひとつ)の開発を自らで行う「細胞医

療製品事業」の2つの事業分野を経営戦略の中心に位置づけることに平成26年9月期第1四半期連結会計期間(平成25年10月1日～平成25年12月31日)より致しました。

まず、細胞加工業においては、再生医療等安全性確保法と医薬品医療機器等法の各法律を考慮し、適切な対応が求められます。再生医療等安全性確保法においては、医療機関等から細胞加工を受託する際には、細胞や組織(以下、「特定細胞加工物」といいます。)を取り扱うための手順書・基準書の策定やその体制整備をはじめ、培養に係る技術移転・技術開発からマーケティング活動等の支援も行います。また、医薬品医療機器等法下においては、企業等から再生医療等製品や治験製品の開発・製造を受託するにあっても、手順書・基準書の策定から技術移転・技術開発をはじめ、開発企業が製造販売承認取得後の商業生産を受託する場合の対応から顧客獲得のためのマーケティング活動も重要になってきます。そのため、当社はこれまで培った経験や知見をもとに、研究から開発、製造、マーケティングといった再生・細胞医療のバリューチェーンをワンストップで実現するソリューションを提供することで、医療機関や企業等が再生・細胞医療をスムーズに行える新たなビジネス展開を図っております。

細胞医療製品事業においては、法改正を見据え、平成25年3月に Argos Therapeutics 社の技術を臨床データとともにライセンス導入し、早期に細胞医療製品として製造販売承認を得るための資金を、ドイツ銀行ロンドン支店を割当先として発行した第三者割当による第4回～第6回新株予約権の行使により既に調達しました。今回、正式に医薬品医療機器等法が施行されたことを機に、前述の Argos Therapeutics 社のパイプラインに加えて、当社が平成16年以来、臨床研究中核病院や早期・探索的臨床試験拠点等の地域中核医療機関と共同で進めてきた臨床研究の成果をベースに、医薬品医療機器等法に則ったパイプラインを新たに複数立ち上げ、細胞医療製品の製造販売承認の取得を目指しております。

一方、ウィズ・パートナーズは、平成11年よりバイオ・ヘルスケア分野への投資を本格的に開始し、これまで国内外(日本、米国、ドイツ、フランス、イスラエル、韓国等)の投資先30社への投資実績を有しております。加えて、同社が平成24年3月に投資を行ったナノキャリア株式会社(東京証券取引所 マザーズ上場)におきましては、当該投資の実行後、信越化学工業株式会社の資本参加、エーザイ株式会社との共同研究等、大手企業との提携を行っております。このように、ウィズ・パートナーズは、バイオ・ヘルスケア分野への投資において豊富な経験を有しており、また、経営幹部の専門性につきましても、当社は略歴、面談等を通じてバイオ・ヘルスケア産業並びに企業経営等に精通していることを確認しております。さらに、同社は、同社が持つ国内外の強く、幅広い人的及びビジネス上のネットワークを活用し、その投資先企業の事業展開支援(例えば、製薬企業等とのアライアンス、投資先企業とシナジー効果の期待できる技術や新規開発品の探索あるいはIRを含めた経営面でのサポート等)においても豊富な経験と実績を有しております。

これまでも当社は、新たな事業である細胞加工業および細胞医療製品事業を更に軌道に乗せるべく、当社の事業と将来構想に深く理解を示し、当社と同様の課題意識を共有できる事業提携先を模索しておりましたが、ウィズ・パートナーズが有するバイオ・ヘルスケア分野における国内外の強い人的及びビジネス上のネットワークや、投資先企業の企業価値を高めるための事業展開支援といった経営手腕を活用することは、当社にとってきわめて有益だと考え、本資本業務提携を協議するに至りました。

その結果、当社は、ウィズ・パートナーズと本資本業務提携を締結することが、今後の当社事業の発展にとってきわめて有益であり、当社の企業価値向上に資するものと判断し、本資本業務提携を締結するに至りました。

2. 業務提携の内容

当社の企業価値をさらに高めるため、ウィズ・パートナーズが有する国内外の強い人的及びビジネス上のネットワークを活用した製薬企業等とのアライアンス、当社とシナジー効果のある技術や新規開発品の探索あるいはIRを含めた経営面でのサポートを行っていただくことを予定しております。

また、当社が開催予定の第20期(平成27年9月期)定時株主総会(平成27年12月頃開催予定)には、ウィズ・パートナーズより取締役候補者1名を指名し、その後の定時株主総会においても同様とするものとしています。但し、(i)本契約が終了した場合、又は(ii)投資者が本有価証券又は当社の普通株式を保有しなくなった場合には、ウィズ・パートナーズの指名による当該取締役は、速やかに辞任するものとしています。加えて、当社の第20期定時株主総会に係る株主名簿確定後、当該定時株主総会における議決権行使率の検討及び予測を踏まえ、当社の経営判断によって、当該定時株主総会へウィズ・パートナーズが指名する取締役候補者の選任に係る議案を提案しない場合があることを確認しております。その場合であっても、当社は、第21期(平成28年9月期)定時株主総会には、ウィズ・パートナーズの指名する取締役候補者1名の選任に係る議案を提案するものとしております。

なお、当社とウィズ・パートナーズとの業務提携のうち、新たな事業である細胞加工業および細胞医療製品事業に係る事業提携の内容は以下の通りです。

(1) 細胞加工業

当社は、ウィズ・パートナーズの国内外の強い人的及びビジネス上のネットワークを活用し、当社の受注拡大に資する顧客獲得あるいは国内市場の開拓を積極的に展開し、収益力及び事業基盤強化のための施策を行ってまいります。加えて、単なる細胞加工の委託元(顧客)と受託業者(当社)の関係を越えて、顧客との事業提携やM&A等の戦略的パートナーシップの構築を実現させることで、細胞加工業の安定収益と継続的成長を期待しています。

(2) 細胞医療製品事業

当社が現在取り組んでいる「細胞医療製品」の自社による製造販売承認を獲得するまでの道のりを加速すべく、新規細胞医療製品のパイプラインを拡充するために有望な技術・物質等の探索等及びそれらを有する企業等とのM&Aを含む事業提携の検討を推進しております。上記のような実績を持つウィズ・パートナーズのネットワークを活用することで、有力な企業候補先がいち早く見付き、提携等へと結実できると期待しています。当社が、既に海外で細胞医療製品となっているものを持つ企業との事業提携等が結実できれば、日本で条件・期限付き承認制度等を活用し、早期に製品化することが可能になると考えております。

一方、ウィズ・パートナーズは、当社との業務提携によって、当社のこうした事業提携や事業活動等に関連して発生する投資機会を新たに発掘または確保し、同社の投資事業を促進・拡大することを目指しております。

3. 業務提携の相手先の概要

(1) 名 称	株式会社ウィズ・パートナーズ			
(2) 所 在 地	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリーンヒルズMORIタワー36階			
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役CEO 安東 俊夫			
(4) 事 業 内 容	1.国内外のライフサイエンス(バイオテクノロジー)分野・IT(情報通信)分野などを中心とした企業に対する投資・育成 2.投資事業組合の設立及び投資事業組合財産の管理・運用 3.経営全般に関するコンサルティング 4.第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業			
(5) 資 本 金	1億円			
(6) 設 立 年 月 日	平成15年5月1日			
(7) 大株主及び持株比率	1. 14.1% 株式会社クワイエット・パートナーズ 2. 9.6% 浜垣 剛 3. 9.4% 東海東京インベストメント株式会社 66.9% その他24名			
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資 本 関 係	該当ありません。		
	人 的 関 係	該当ありません。		
	取 引 関 係	該当ありません。		
	関連当事者への該当状況	該当ありません。		
(9) 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態(単体)				
	決算期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
	純 資 産	3,179百万円	2,890百万円	2,889百万円
	総 資 産	4,312百万円	3,543百万円	3,499百万円
	1株当たり純資産	529,868.58円	679,119.87円	740,393.85円
	売 上 高	1,490百万円	2,008百万円	1,800百万円
	営 業 利 益	728百万円	1,025百万円	1,025百万円
	経 常 利 益	740百万円	1,027百万円	255百万円
	当 期 純 利 益	677百万円	973百万円	181百万円
	1株当たり当期純利益	112,833.36円	194,838.62円	48,606.64円
	1株当たり配当金	0円	0円	0円

4. 日程

(1) 取締役会決議日	平成 27 年 9 月 29 日
(2) 契約締結日	平成 27 年 9 月 29 日
(3) 事業開始日	平成 27 年 10 月 15 日(予定)

5. 今後の見通し

本資本業務提携による影響は、その効果が中長期的に及ぶものであり平成 27 年 3 月期にはすぐには効果が表れないため、平成 26 年 11 月 13 日付決算短信において公表した平成 27 年 9 月期の通期連結業績予想は変更ありません。

II. 第三者割当により発行される第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債、第 10 回新株予約権及び第 11 回新株予約権の募集

1. 募集の概要

(1) 第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債

(1) 払込期日	平成 27 年 10 月 15 日(木)
(2) 新株予約権の総数	40 個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	各本社債の発行価額は 12.5 百万円(額面 100 円につき金 100 円) 本転換社債型新株予約権の発行価額は無償
(4) 当該発行による潜在株式数	2,994,011 株
(5) 資金調達額	500,000,000 円
(6) 転換価額	167 円
(7) 募集又は割当方法(割当予定先)	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 ウィズ・ヘルスケア日本 2.0 投資事業有限責任組合 500,000,000 円
(8) 利率	本社債には利息を付しません。
(9) その他	前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

(2) 第 10 回新株予約権

(1) 割当日	平成 27 年 10 月 15 日(木)
(2) 新株予約権の総数	48 個
(3) 発行価額	総額 7,680,000 円(新株予約権 1 個当たり 160,000 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	2,400,000 株
(5) 資金調達額	408,480,000 円 (内訳) 新株予約権発行分 7,680,000 円 新株予約権行使分 400,800,000 円
(6) 行使価額	167 円
(7) 募集又は割当方法(割当予定先)	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 ウィズ・ヘルスケア日本 2.0 投資事業有限責任組合 48 個
(8) その他	前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

(3) 第 11 回新株予約権

(1) 割当日	平成 27 年 10 月 15 日(木)
(2) 新株予約権の総数	127 個
(3) 発行価額	総額 3,810,000 円(新株予約権 1 個当たり 30,000 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	6,350,000 株
(5) 資金調達額	1,597,660,000 円 (内訳) 新株予約権発行分 3,810,000 円 新株予約権行使分 1,593,850,000 円

(6) 行使価額	251 円
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 ウィズ・ヘルスケア日本 2.0 投資事業有限責任組合 127 個
(8) その他	前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

2. 募集の目的及び理由

「I 業務提携 1. 業務提携の理由」の記述のとおり、当社の事業を取り巻く環境の変化及びそれに伴い当社の新たな経営戦略を加速すべく、本資金調達は、当社とウィズ・パートナーズとの業務提携と併せ実施するものであります。そして、業務提携の効果をより確実なものとするためには、割当先が当社普通株式を潜在的に保有することで、当社事業に対し、ウィズ・パートナーズからより積極的かつ具体的な支援を得られることが期待されることから、当社の中長期的な発展と成長につながり、既存株主への利益につながるものとの判断から、ウィズ・パートナーズが業務執行組合員を務めるウィズ・ヘルスケア日本 2.0 投資事業有限責任組合を割当予定先とする第三者割当による本資金調達を実施することに至っております。

今回、①平成 26 年 11 月に施行された新たな再生・細胞医療に関する規制制度の枠組みの下で、再生・細胞医療分野での企業等による「細胞加工業」が認められることになり、細胞加工および周辺ビジネスに係る需要の拡大を見据え、細胞加工業の顧客獲得に向けたマーケティング費用及び顧客の要望に沿う商業生産レベルでの細胞加工を受託する際に必要となる手順書・基準書の策定やその体制整備(規制制度に適応した資材及び機材調達、技術開発・技術移転等)に対応するための技術開発費用及びこれらを実施するための人員の増加による人件費、②細胞加工業並びに細胞医療製品事業の拡大に伴い、組織の拡大や事業運営に対する更なる管理体制の構築が必要となることから、これらへ対応するための人員規模の拡大に伴う人件費、新たな規制制度に対応する中で事業を適切かつ効率的に進めるためのシステム投資やコンサルティング費用等を含む本社機能運営費用、および③平成 26 年 11 月に施行された新たな再生・細胞医療に関する規制制度の枠組みの下、新たに創設された「再生医療等製品」に相当する「細胞医療製品」の自社による製造販売承認を目指した取り組みとして、新規細胞医療製品のパイプラインを拡充するための有望な技術・物質等を探索する研究調査費用及び発掘した有望な技術・物質等を新規細胞医療製品として製造販売承認の段階までにつなげるための非臨床試験・臨床試験等に係る研究開発費用、製造販売承認後の新規細胞医療製品第 1 号製品の売上獲得に向けた営業施策等の事業化推進費用、現在、確定した案件がない中で模索している新規細胞医療製品のパイプラインの獲得等による事業の拡充を目指したヘルスケア分野に精通した製薬企業や医療関連ビジネスを手掛ける企業、バイオベンチャー企業、商社等との M&A・事業提携を行う投資資金及び関連費用のための資金の確保することを主目的として、第三者割当による転換社債及び新株予約権の発行による資金調達を実施することといたしました。

また、既存の細胞医療支援事業の拡大や、細胞加工業の成立による需要の増加、細胞医療製品事業の進展、あるいは更なる外部環境の進展等によって企業価値が上昇する場面を着実に捉えて、大きな飛躍への鍵となる事業開発資金を調達できる方法を選択しました。現在の日本の経済及び株式市況は、政策への期待感や円相場の反転等により回復基調にはありますが、当社を含むバイオベンチャーの資金調達環境は、依然として厳しいものがあり、長期安定資金を確保できること自体が、他社との差別化、競争力強化につながるものと考えております。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載したとおり、戦略分野への先行投資と安定基盤の確立を同時並行で推進するためには、多額の資金が必要となります。一方、当社の事業はまだ先行投資段階であり、当面、研究開発費等の投下経費が収益を上回る状況が続く見込みです。

先行投資により赤字が続くことが想定される当社の財務状況を勘案すると、当社が金融機関による間接金融で資金を調達することは極めて難しいと考えられます。従って、医薬品開発を計画的に進め、安定的に事業計画を遂行するために

はエクイティ・ファイナンスによる資金調達に依拠せざるを得ない状況にあります。

そのため、昨年度新株予約権の第三者割当を実行し、さらにその後も当社株価推移及び株式市場環境を注視しながら、当社の事業や事業戦略を理解した上で事業構築を支援していただける新たなエクイティ・ファイナンスの割当予定先を対象にした第三者割当による新株や新株予約権付社債、新株予約権等の発行などあらゆる資金調達手段を検討してきました。

このような投資環境下で、今回の割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズから、本年6月に新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債を組み合わせた事業資金投資の提案があり、その検討を進めました。

その結果、当社が目指す戦略分野への先行投資と安定基盤の確立を同時並行で推進し、あわせて製品価値や企業価値の最大化を実現させるためには、昨年以来比較的堅調に推移している株式市場環境を活用して資金を調達し、細胞加工業と細胞医療製品事業という2つの戦略分野に経営資源を集中し、細胞加工業への先行投資と細胞医療製品の開発事業を促進することが必須であると判断するに至りました。下記のとおり様々な資金調達方法を比較検討した結果、具体的な資金調達としては、転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の組合せが株価に対する過度の下落圧力を回避することで既存株主の利益に配慮しつつ必要資金を調達して中長期的に企業価値の向上を目指すという当社のニーズを充足し得る現時点での最良の選択肢であると判断しました。

(1) 他の資金調達方法と比較した場合の特徴

- ① 公募増資あるいは第三者割当の方法による新株式の発行により資金調達を行う場合、一度に新株式を発行して資金調達が完了させることができる反面、1株当たりの利益の希薄化が一度に発生して新株予約権又は転換社債型新株予約権付社債の発行と比べて株価への影響が大きくなる可能性が考えられます。一方、本件新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債を組み合わせた資金調達では、当社株式の株価・流動性の動向次第で実際の調達金額が当初想定されている金額を下回る可能性があるものの、希薄化懸念は相対的に抑制され、株価への影響の軽減が期待されます。
- ② 新株予約権だけに限定した資金調達の場合は、権利行使の状況に応じて一度に希薄化が起こることを避けることはできますが、株価動向如何では当初想定していたタイミングでの資金調達ができない可能性や実際の調達金額が当初想定されている金額を下回る可能性があります。
- ③ 転換社債型新株予約権付社債だけに限定した資金調達の場合は、開発の進捗に応じて必要な額の資金を調達するという柔軟性を十分に確保することが困難になります。
- ④ 上述のとおり、当面先行投資による赤字が想定される当社の財務状況から金融機関からの間接金融で資金を調達することは極めて難しいと考えられます。

(2) 当社のニーズに応じ、配慮した点

- ① 株価への影響の軽減
 - 第2回新株予約権付社債の転換価額及び第10回新株予約権の行使価額は、割当予定先との協議の結果、本資金調達に係る取締役会の決議があった日(以下、「取締役会決議日」といいます。)の前取引日(平成27年9月28日)の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値167円に、第11回新株予約権の行使価額は、同日の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値167円の150%の251円に固定することと決定いたしました。当該行使価額及び転換価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し、割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。
 - 本件の資本増強は、一度に調達予定総額に相当する新株を発行するものではなく、株価の動向等を踏まえ、転換社債の転換や新株予約権が行使されるため、新株発行の場合と比較して、当社株式の供給が一時的に行わ

れ、株式需給が急速に変化することにより株価に大きな影響を与える事態を回避できます。

② 希薄化の抑制

- 転換価額及び行使価額は一定の金額で固定されており、下方修正されるものではなく、交付株式数が当初の予定よりも増加し、更なる希薄化が生じる可能性はありません。
- 本転換社債型新株予約権、並びに第10回新株予約権及び第11回新株予約権(以下、両者を総称して「本新株予約権」といいます。)の行使は、経時的に実行されることが想定されており、希薄化は、新株式のみを一度に発行する場合と比べて抑制できると考えられます。
- また、上記のとおり、当初の想定以上の希薄化が生じることはなく、逆に、株価の上昇局面においては本新株予約権及び本転換社債型新株予約権の円滑な行使が期待され、既存株主の利益に過度な影響が及ばない形で資金調達を実現することが可能になります。

③ 資本政策の柔軟性

本新株予約権については、当社の判断によりその全部または一部を取得することが可能であり、資本政策の柔軟性を確保できます。

④ 段階的・追加的な資金調達

本新株予約権付社債の発行により、短期的には無利息による資金調達を行うと共に、本新株予約権による資金調達に関しては、その行使価額が第10回新株予約権 167円及び第11回新株予約権 251円となっており、当社の事業の柱である細胞加工業及び細胞医療製品事業の進捗による企業価値の向上に伴う株価上昇が実現すれば、これに伴う本新株予約権の行使により段階的・追加的に資金調達が実現するものと思われま

(3) その他配慮した点

① 転換社債型新株予約権付社債

本新株予約権付社債については、その特性上、当初は本社債の元本部分の払込みが行われて資金調達を実現できますが、本社債権者が本転換社債型新株予約権を行使しない場合は最終的には当社は社債元本を償還する義務を負い当該償還のための資金を調達する必要があります。

② 第10回新株予約権及び第11回新株予約権

新株予約権の特性上、新株予約権者が保有する新株予約権を行使しない場合は、当該新株予約権に係る払込金額の払込みが行われないため、結果として実際の調達金額が当初想定していた調達金額を下回る可能性があります。特に、株価が行使価額よりも下落する局面においては本新株予約権の行使が期待し難くなりますが、既存株主保護の観点ではこれらは過度な希薄化の抑制及び株価への影響の軽減に資することになります。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額(円) (内訳)	2,506,140,000円
第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行	500,000,000円
第10回新株予約権の発行	7,680,000円
第10回新株予約権の行使	408,480,000円
第11回新株予約権の発行	3,810,000円
第11回新株予約権の行使	1,597,660,000円
② 発行諸費用の概算額(円)	25,000,000円
③ 差引手取概算額(円)	2,481,140,000円

(注)

- ① 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

- ② 発行諸費用の概算額 25,000,000 円には、弁護士報酬費用、新株予約権等算定評価報酬費用、反社会的勢力との関連性に関する第三者調査機関報酬費用、有価証券届出書作成費用、変更登記費用等が含まれます。
- ③ 本新株予約権が行使期間中行使されない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。
- ④ 本新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により支払われる払込金額の総額は、本新株予約権の行使状況による影響を受けます。そのため、上記の差引手取概算額は将来的に変更される可能性があり、下記「(2)調達する資金の具体的な使途」記載の調達資金の充当内容については、実際に調達する差引手取額に応じて、各事業への充当金額を適宜変更する可能性があります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

(第2回新株予約権付社債の発行により調達する資金の具体的な使途)

調達する資金の具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
① 細胞加工業に関する事業開発資金	500	平成27年10月～平成29年9月

① 細胞加工業に関する事業開発資金の主な内訳

平成26年11月に施行された新たな再生・細胞医療に関する規制制度の枠組みの下で、再生・細胞医療分野での企業等による「細胞加工業」が認められることになり、細胞加工および周辺ビジネスに係る需要の拡大を目指し、細胞加工業の顧客獲得のためのマーケティング費用(再生・細胞医療に関する規制制度を啓蒙するための活動等)及び顧客の要望に沿う商業生産レベルでの細胞加工を受託する際に必要となる手順書・基準書の策定やその体制整備(規制制度に適応した資材及び機材調達、技術開発・技術移転等)に対応するための技術開発費用400百万円、これらを実施するための人員の増加による人件費100百万円

(第10回新株予約権及び第11回新株予約権の発行及び行使により調達する資金の具体的な使途)

調達する資金の具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
① 運転資金	500	平成28年4月～平成29年3月
② 新規細胞医療製品の事業開発資金	1,481	平成29年4月～平成31年3月

① 運転資金の主な内訳

細胞加工業並びに細胞医療製品事業の拡大に伴い、組織の拡大や事業運営に対する更なる管理体制の構築が必要となることから、これらへ対応するための人員規模の拡大に伴う人件費200百万円、新たな再生・細胞医療に関する規制制度に対応する中で事業を適切かつ効率的に進めるためのシステム投資やコンサルティング費用等を含む本社機能運営費用300百万円

② 新規細胞医療製品の事業開発資金の主な内訳

1. 平成26年11月に施行された新たな再生・細胞医療に関する規制制度の枠組みの下、新たに創設された「再生医療等製品」に相当する「細胞医療製品」の自社による製造販売承認を目指した取り組みとして、新規細胞医療製品のパイプラインを拡充するための有望な技術・物質等を探索する研究調査費用及び発掘した有望な技術・物質等を新規細胞医療製品として製造販売承認の段階までにつなげるための非臨床試験・臨床試験等に係る研究開発費用700百万円
2. 製造販売承認後の新規細胞医療製品第1号製品の売上獲得に向けた営業施策等の事業化推進費用400百万円
3. 現在、確定した案件はありませんが、新規細胞医療製品のパイプラインの獲得等による事業の拡充を目指した、ヘルスケア分野に精通した製薬企業や医療関連ビジネスを手掛ける企業、バイオベンチャー企業、商社等とのM&A・事業提携を模索しており、そのための投資資金及び関連費用381百万円

- (注)1. 上記の使途及び金額は、現時点での当社の事業開発方針を前提として、現時点で入手し得る情報に基づき合理的に試算したものであります。このため、今後、当社が事業開発方針を変更した場合あるいは事業開発環境の変化があった場合など、状況の変化に応じて使途又は金額が変更される可能性があります。また、上記の支出予定時期は、今後の事業開発の進捗状況に応じて変更される可能性があります。なお、これらの資金使途に重要な変更が生じた場合には、その内容を適時適切に開示いたします。
2. 調達資金を実際に支出するまでは、当該資金は銀行等の安全な金融機関において管理いたします。
 3. 新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、新株予約権の行使状況により決定されます。このため、新株予約権の行使により調達する差引手取概算額に変更があり得ることから、上記の調達資金の充当内容は、実際の差引手取

額に応じて、各事業への充当金額を適宜変更する場合があります。また、新株予約権の行使が進まず、新株予約権による資金調達に困難になった場合は、①手許資金の活用(従来想定していた資金使途の変更を含む)、②「戦略投資」対象研究開発計画の見直し、③提携企業との共同研究開発等による研究開発費用の分担④公的補助金・助成金の獲得、⑤再生医療事業における契約金収入の充当、⑥研究開発対象の絞り込み等を行い、またその他の手段による資金調達についても検討を行ってまいります。

4. なお、上記の具体的な使途は、時系列での投資順序を表しており、調達した資金は支払時期の早いものから順次充当してまいります。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本資金調達は、「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載する使途に充当することにより、当社の細胞加工事業と細胞医療製品事業を進展させ、将来に向けて事業の拡大、収益向上及び財務基盤の強化を図ることが可能となり、企業価値及び株式価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

第2回新株予約権付社債の転換価額、第10回新株予約権及び第11回新株予約権の行使価額につきましては、割当予定先であるウィズ・ヘルスケア日本 2.0 投資事業有限責任組合の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズとの間での協議を経て、本資金調達に係る取締役会決議日の前取引日(平成27年9月28日)の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値167円を基準株価として、以下のとおりいたしました。

銘柄	転換価額又は行使価額並びにその算定根拠
第2回新株予約権付社債	167円(基準株価に1.00を乗じた金額)
第10回新株予約権	167円(基準株価に1.00を乗じた金額)
第11回新株予約権	251円(基準株価に1.50を乗じた金額)

本資金調達の発行価額の算定方法について、取締役会決議日の前取引日終値を参考値として採用いたしましたのは、過去の特定期間における終値平均値にあつてはその時々々の経済情勢、株式市場を取り巻く環境、当社の経営・業績動向など様々な要因により株価が形成されていることから、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均を参考とするよりも、平成27年8月4日付「平成27年9月期第3四半期決算短信」において公表した直近の四半期末決算の状況を踏まえて形成されていると考えられる取締役会決議日の前取引日終値を参考とすることが、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

なお、参考までに、第2回新株予約権付社債の転換価額及び第10回新株予約権の行使価額は、本件第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日を基準日とした過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の平均株価212.69円に対し21.5%のディスカウント、過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の平均株価187.73円に対し11.0%のディスカウント、過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の平均株価159.39円に対し4.8%のプレミアムとなっております。

また、第11回新株予約権の行使価額は、同基準日の過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の平均株価212.69円に対し18.0%のプレミアム、過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の平均株価187.73円に対し33.7%のプレミアム、過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の平均株価159.39円に対し57.5%のプレミアムとなっております。当社は、第2回新株予約権付社債の発行条件、第10回新株予約権及び第11回新株予約権の発行価額の決定に当たっては、公正性を期すため、独立した第三者機関である株式会社プルータス・コンサルティングに対して価値算定を依頼し、一定の前提、すなわち、株価(取締役会決議日の前営業日の株価)、配当率(0%)、権利行使期間(第2回新株予約権付社債、第10回新株予約権及び第11回新株予約権ともに6年間)、無リスク利率(0.068%)、株価変動性(72.24%)、当社及び割当予定先の行動として合理的に想定される仮定((イ)第2回新株予約権付社債については、割当予定先は当社株価が転換価額の125%を上回っている場合随時転換を行い取得した株式を市場において売却すること。(ロ)第10回

新株予約権及び第 11 回新株予約権については、当社株価が行使価額を上回っている場合、随時権利行使を行い、市場への影響に留意して売却すること。(ハ)また、当社は、割当日以降当社普通株式の終値が行使価額の 200%以上となった場合には、残存する第2回新株予約権付社債、第 10 回新株予約権及び第 11 回新株予約権を早期償還条項及び取得条項に基づいて全て取得すること。)、その他発行条件及び割当予定先との間で締結する予定の本契約に定められた諸条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。

その上で、当社は、第2回新株予約権付社債の実質的な対価(額面 100 円当たり 100 円)と株式会社プルータス・コンサルティングの算定した公正価値(額面 100 円当たり 94 円)を比較した上で、実質的な対価が公正価値を下回る水準ではなく、第2回新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。また、第 10 回新株予約権及び第 11 回新株予約権の発行価額は、それぞれ公正価値と同等の1個当たりの払込金額を 160,000 円(1株当たり 3.2 円)及び 30,000 円(1株当たり 0.6 円)としており、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、当社は第1回新株予約権付社債、第 10 回新株予約権及び第 11 回新株予約権の発行条件は、適正かつ妥当であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。また当社監査役 3 名全員(3 名全員が会社法上の社外監査役)は、下記の各点に鑑み、第2回新株予約権付社債、第 10 回新株予約権及び第 11 回新株予約権の発行条件が特に有利な金額には該当しないとの判断を妥当とする旨の意見を述べております。

- 本件発行においては、新株予約権付社債及び新株予約権の発行実務並びにこれらに関連する法律・財務問題に関する知識・経験が必要であると考えられ、株式会社プルータス・コンサルティングがかかる専門知識・経験を有すると認められること。
- 株式会社プルータス・コンサルティングは当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から独立していると認められること。
- 株式会社プルータス・コンサルティングは、一定の条件(株価、権利行使期間、無リスク利子率、株価変動性、当社及び割当予定先の行動として合理的に想定される仮定、平均売買出来高、割引率、その他第2回新株予約権付社債、第 10 回新株予約権及び第 11 回新株予約権の発行条件及び割当予定先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件)の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していること。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

- ① 発行数量に関しては、当社株式の直近6ヵ月間の1日当たりの平均出来高は 834,460 株、直近3ヵ月間の1日当たりの平均出来高は 972,521 株、直近1ヵ月間の1日当たりの平均出来高は 1,790,500 株となっており、一定の流動性を有していることから、市場で十分に消化可能であると判断しております。
- ② 本転換社債型新株予約権の行使により新たに発行される予定の株式数は最大で 2,994,011 株であります。また、第2回新株予約権付社債については、平成 28 年 10 月 15 日以降、当社の判断により残存している当該新株予約権付社債の全部又は一部を繰上償還することが可能であり、希薄化を抑制できる仕組みとなっております。
- ③ 第 10 回新株予約権及び第 11 回新株予約権の行使により発行される予定の株式数それぞれは最大で 2,400,000 株及び 6,350,000 株であります。第 10 回新株予約権及び第 11 回新株予約権については、当社の判断により残存している当該新株予約権の全部を取得することが可能となっており、希薄化を抑制できる仕組みとなっております。
- ④ 上記のとおり、第2回新株予約権付社債、第 10 回新株予約権及び第 11 回新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ 2,994,011 株、2,400,000 株、6,350,000 株で、合計 11,744,011 株となっており、これは平成 27 年 8 月 31

日現在の発行済株式総数 90,133,100 株(総議決権数 901,303 個)に対して、合計 13.03%(議決権比率 13.03%)の割合で希薄化が生じます。しかし、長期かつ安定的な投資資金を調達し、財務基盤を強化することによって、自社主導で開発プロジェクトを計画的に推進し、製品価値の向上を図ることを目的とする今回の第三者割当による第2回新株予約権付社債、第10回新株予約権及び第11回新株予約権の募集は、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠な規模及び数量であると考えており、また合理的な範囲であるものと判断しております。

7. 割当先予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(平成 27 年 9 月 29 日現在)

(1)名称	ウイズ・ヘルスケア日本 2.0 投資事業有限責任組合	
(2)所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズ MORI タワー36 階	
(3)設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成 10 年法律第 90 号、その後の改正を含む。)	
(4)組成目的	高齢化の進展、医療費の増大、癌をはじめとする難治性疾患の克服、といった日本を含めた先進国の社会、生活環境を脅かす問題を解決し、尊い命を守り、より健やかな生活を実現するために、独創的な科学上の発見や技術革新をもとに医薬品開発を進める企業に投資することを目的として本組合は組成されました。	
(5)組成日	平成 26 年 10 月 1 日	
(6)出資額の総額	12,260,000,000 円	
(7)主たる出資者及び出資比率	1. 32.6% 独立行政法人中小企業基盤整備機構 2. 16.3% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(年金特定信託 46626-6030) ※上記以外に 10%以上の出資者はありません。 3. 1.6% ウイズ・パートナーズ(本組合の業務執行組合員です。)	
(8)業務執行組合員の概要	名称	株式会社ウイズ・パートナーズ
	所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリーンヒルズ MORI タワー36 階
	代表者の役職・氏名	代表取締役 CEO 安東 俊夫
	事業内容	1. 国内外のライフサイエンス(バイオテクノロジー)分野・IT(情報通信)分野などを中心とした企業に対する投資・育成 2. 投資事業組合の設立及び投資事業組合財産の管理・運用 3. 経営全般に関するコンサルティング 4. 第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業
	資本金	1億円
上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社から当該ファンドは直接・間接問わず出資はありません。
	上場会社と業務執行組合員との間の関係	当社と当該ファンドの業務執行組合員との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの業務執行組合員並びに当該ファンドの業務執行組合員の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

(2) 割当予定先の選定理由

新規細胞医療製品の事業開発及び新規細胞医療製品の研究開発、更には新規細胞医療製品第1号製品の事業化推進には、今後数年間にわたって相応の研究開発資金が必要となります。

当社は、従前から、バイオ・ヘルスケア部門に精通し、当社の事業方針及び今後の事業展開について賛同・協力いただける先を探索してまいりました。併せて、当社の事業戦略を理解し、事業構築を支援していただける先を割当対象とする第三者割当による資金調達手段を検討してまいりました。

このような中で、今回の割当予定先の業務執行組合員であるウイズ・パートナーズから、転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権を組み合わせた投資提案があり、その検討を進めてきた次第です。

今回の割当予定先であるウイズ・ヘルスケア日本 2.0 投資事業有限責任組合は、同ファンドの業務執行組合員であるウイズ・パートナーズが創設したファンドであります。ファンド自体は純投資を目的としているものの、業務執行組合員

であるウィズ・パートナーズは、日本におけるバイオベンチャー黎明期である平成 11 年よりバイオ・ヘルスケア分野への投資を本格的に開始し、また国内外(日本、米国、ドイツ、フランス、イスラエル、韓国等)の投資先 30 社程度への投資実績を残してきております。このように、ウィズ・パートナーズは、バイオ・ヘルスケア分野への投資において豊富な実績を有しており、また経営幹部の専門性につきましても、当社は略歴、面談等を通じてバイオ・ヘルスケア産業並びに事業経営等に精通していることを確認しております。さらに、経営状況につきましても、金融商品取引業者(関東財務局(金商)第 2590 号)に登録されていることに加え、財政面でも有利子負債がなく資本も充実していること等から、独立系のファンドとして高い信用と安定した経営基盤を持つ会社であると考えております。

同社の運営するファンドのうち、ウィズ・ヘルスケア日本 2.0 投資事業有限責任組合の組成目的は、「尊い命を守り、より健やかな生活を実現するために、独創的な科学上の発見や技術革新あるいは画期的な事業モデルをもとにヘルスケア関連事業を進める企業に投資をすること」であり、当社の事業内容及び事業方針はこの組成目的に合致することから、当社は当ファンドを割当予定先として選択いたしました。

ウィズ・パートナーズには、当社の事業戦略とその推進のための安定資金確保の必要性について深いご理解をいただいております。加えて、当社の企業価値をさらに高めるため、同社が有する国内外の強く、幅広い人的及びビジネス上のネットワークを活用した製薬企業等とのアライアンス、当社とシナジー効果のある技術や新規開発品の探索あるいは IR を含めた経営面でのサポートを行っていただくことを予定しております。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先であるウィズ・ヘルスケア日本 2.0 投資事業有限責任組合は、生命及び健康な生活に資する企業の価値向上を主たる利益の対象として組成され、当社に対する投資については、当社の医薬品開発の資金に充当するほか、同ファンドの業務執行組合員であるウィズ・パートナーズを通して製薬企業等との業務提携等、当社の企業価値向上に資する施策の支援をいただく予定であります。割当予定先は原則として取得した当社株式を中長期保有する意思を有しておらず、市場動向、投資家の需要、提携先の意向等を勘案しながら売却するとの方針であることを、また、単なる投資の回収を目的として新株式を市場で売却するのではなく、当社と事業上のシナジー効果が見込まれる先あるいは当社の安定株主となり得る先への譲渡を可能な限り模索し、資本構成の最適化を通じて、株式市場における評価を高めしていく目標である旨、口頭で確認しております。ただし、割当予定先は、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、市場への影響に十分配慮しつつ、インサイダー取引規制なども考慮した上で、保有株式を市場において売却する可能性があります。割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズは、当社の事業開発に協力する過程において、一定の期間、インサイダー取引規制に服することから、株式市場での売却機会は限定されているものと当社は考えております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先の払込みに要する財産の存在については、割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズから、ウィズ・ヘルスケア日本 2.0 投資事業有限責任組合は平成 27 年 9 月 28 日現在で預金残高が 50 億円ある旨の報告を受けております。

以上により、第 2 回新株予約権付社債発行に係る払込金額、第 10 回新株予約権及び第 11 回新株予約権発行に係る払込金額相当分の払込みに支障はないと判断しております。

(5) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズ及びその代表者が、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社JPリサ

ーチ&コンサルティング(以下、「JPRC」といいます。)に調査を依頼し、照合を行った結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の該当報告はありませんでした。また、ウィズ・ヘルスケア日本 2.0 投資事業有限責任組合の各出資者についても、JPRCに調査を依頼し、照合を行った結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の該当報告はありませんでした。

以上のことから、当社としては現時点で割当先等が反社会的勢力ではないと判断し、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前(平成 27 年 8 月 31 日現在)		募集後	
木村佳司	8.46%	ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合	11.53%
IHN株式会社	1.55%	木村佳司	7.49%
松井証券株式会社	1.21%	IHN株式会社	1.37%
日本証券金融株式会社	1.06%	松井証券株式会社	1.079%
小川真桜	0.78%	日本証券金融株式会社	0.94%
株式会社SBI証券	0.77%	小川真桜	0.69%
後藤重則	0.56%	株式会社SBI証券	0.68%
株式会社カネカ	0.44%	後藤重則	0.49%
大和証券株式会社	0.42%	株式会社カネカ	0.39%
野村證券株式会社	0.38%	大和証券株式会社	0.37%

注) 1. 募集前の所有議決権数の割合は、平成 27 年 3 月 31 日現在の議決権数に、平成 27 年 8 月 31 日までに行使された新株予約権 1,800,000 株を単元株式数(100 株)で除した数(18,000 個)を加算して算出しております。

2. 募集後の所有議決権数の割合は、募集前の議決権数をもとに、第 2 回新株予約権付社債、第 10 回新株予約権及び第 11 回新株予約権が全て転換及び行使されかつ売却されずにそのまま保有された場合に増加する株式を加えて算出しております。

9. 今後の見通し

現時点では、平成 26 年 11 月 13 日付決算短信における平成 27 年 9 月期の通期連結業績予想に変更はありません。

なお、当社は今回の調達資金を「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することが今後の事業拡大及び収益の向上を図るために不可欠な財務体質の強化につながるものと考えておりますが、今回の調達資金を予定使途に従って活用した結果として業績に対する影響が生じた場合には直ちに開示いたします。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと(新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)ことから、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

	平成 24 年 9 月 期	平成 25 年 9 月 期	平成 26 年 9 月 期
連結売上高 (千円)	2,190,986	2,110,453	1,843,995
連結営業利益 (千円)	△711,132	△877,855	△1,407,022
連結経常利益 (千円)	△710,523	△951,791	△1,338,633
連結当期純利益 (千円)	△624,988	△348,419	△1,580,722
1株当たり連結当期純利益 (円)	△852.93	△4.32	△17.94
1株当たり配当金 (円)	—	—	—
1株当たり連結純資産 (円)	6,717.18	118.64	95.68

平成 26 年 4 月 1 日付で普通株式 1 株につき 100 株の割合で株式分割を行っております。1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純損失金額につきましては、当該分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定して算定しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成 27 年 8 月 31 日)

	株式数	発行済株式総数に対する比率
発行済株式数	90,133,100 株	100%
潜在株式数	7,289,500 株	8.09%

(注) 1. 上記の「潜在株式数」は、平成 26 年 4 月 1 日付で普通株式 1 株につき 100 株の割合をもって株式分割を行ったことに伴い、が調整されています。

2. 平成 27 年 8 月 28 日の取締役会において、第7回乃至第9回新株予約権に関して、残存する(未行使分) 72,000 個全て(株式数:7,200,000)について、平成 27 年 9 月 28 日を取得日と定め、取得後に当該新株予約権の全部を消却することを決議しております。従って、実質的な潜在株式数は、89,500 株(0.10%)であります。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成 24 年9月期	平成 25 年9月期	平成 26 年9月期
始 値	12,850 円	9,630 円	59,000 円
高 値	14,300 円	103,900 円	59,800 円 □333 円
安 値	8,480 円	9,370 円	26,350 円 □193 円
終 値	9,330 円	58,100 円	236 円

平成 26 年4月1日付で普通株式1株につき 100 株の割合をもって株式分割を行っております。

□印は、株式分割(平成 26 年 4 月 1 日、1 株→100 株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

② 最近6ヶ月の状況

	平成 27 年 3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
始 値	253 円	243 円	239 円	235 円	223 円	202 円
高 値	256 円	254 円	245 円	268 円	225 円	217 円
安 値	241 円	239 円	230 円	220 円	189 円	127 円
終 値	243 円	241 円	235 円	222 円	201 円	164 円

③ 発行決議日前営業日株価

	平成 27 年9月 28 日
始 値	175 円
高 値	177 円
安 値	165 円
終 値	167 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による第4回、第5回、第6回新株予約権の発行

割 当 期 日	平成 25 年 3 月 25 日
発行新株予約権数	90,000 個(第4回～第6 回新株予約権合計、1 回号当たりの個数は 30,000 個)
発 行 価 額	総額 2,550,000 円(第4 回新株予約権 1 個あたり 24 円、第5 回新株予約権 1 個あたり 26 円、第6 回新株予約権 1 個あたり 35 円)
発行時における調達予定資金の額(差引手取概算額)	4,048,550,000 円
割 当 先	ドイツ銀行ロンドン支店
募集時における発行済株式数	732,755 株
当該募集による潜在株式数	当初の転換価額における潜在株式数 第4回新株予約権 30,000 株 第5回新株予約権 30,000 株 第6回新株予約権 30,000 株
現時点における行使状況	行使済株式数:90,000 株
現時点における調達した資金の額(差引手取概算額)	4,048,550,000 円
発行時における当初の資金使途	① 細胞医薬品開発に係る技術・ライセンス等の導入費用:1,000 百万円 ② CMC、前臨床試験および治験の申請・実施に係る費用:1,500 百万円 ③ 細胞医薬品開発用細胞加工施設の建設費用:1,549 百万円
発行時における支出予定時期	① 平成 25 年 9 月～平成 32 年 9 月 ② 平成 25 年 9 月～平成 32 年 9 月 ③ 平成 26 年 4 月～平成 27 年 9 月
現時点における充 当 状 況	① 当初の資金使途に従い、1,000 百万円を充当しています。 ② 当初の資金使途に従い、全て充当する予定です。 ③ 当初の資金使途に従い、1,549 百万円を充当しています。 残額については、銀行預金等の安全性の高い金融商品にて運用しております。なお、資金使途については変更ありません。

- (注) 1. 平成 26 年 4 月 1 日付で普通株式 1 株につき 100 株の割合をもって株式分割を行ったことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使時の払込金額が調整されている。
2. 当該募集による潜在株式数は第4回乃至第6回新株予約権の目的である株式総数はそれぞれ 3,000,000 株(本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は 100 株)とする。

② 第三者割当による新株式発行及び第三者割当による第7回乃至第9回新株予約権

【第三者割当による新株式発行】

割 当 日	平成 25 年 12 月 26 日
資 金 調 達 の 額	436,000,000 円(差引手取概算額)
発 行 価 額	1 株につき 43,695 円
募集時における発行済株式数	873,331 株
当該募集による発行株式数	10,000 株
募集後における発行済株式数	883,331 株
割 当 先	ドイツ銀行ロンドン支店及び株式会社夢テクノロジー

- (注) 1. 平成 26 年 4 月 1 日付で普通株式 1 株につき 100 株の割合をもって株式分割を行ったことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使時の払込金額が調整されている。

【第三者割当による第7回乃至第9回新株予約権】

割 当 日	平成25年12月26日
発行新株予約権数	90,000 個(第7回～第9回新株予約権合計、1回号当たりの個数は30,000 個)
発 行 価 額	総額 3,960,000 円(第7回新株予約権 1 個あたり 48 円、第8回新株予約権 1 個あたり 44 円、第9回新株予約権 1 個あたり 40 円)
発行時における調達予定資金の額(差引手取概算額)	4,679,960,000 円
割 当 先	ドイツ銀行ロンドン支店
募集時における発行済株式数	883,331 株
当該募集による潜在株式数	当初の転換価額における潜在株式数 第7回新株予約権 30,000 株 第8回新株予約権 30,000 株 第9回新株予約権 30,000 株
現時点における行使状況	行使済株式数:18,000 株
現時点における調達した資金の額(差引手取概算額)	379,800,000 円(第7回新株予約権 30,000 個の内、18,000 個が行使済)

- (注) 1. 平成26年4月1日付で普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行ったことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使時の払込金額が調整されている。
2. 当該募集による潜在株式数は第7回乃至第9回新株予約権の目的である株式総数はそれぞれ3,000,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株)とする。
3. 平成27年5月29日の取締役会において、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の行使価格修正を致しました。修正後行使価額は第7回及び第8回のいずれも1株当たり211円(上記1の株式分割後)とした。
4. 現時点における調達した資金の額379,800,000円は、上記3の修正後行使価額211円に対し、新株予約権18,000個(株式分割後の株式数1,800,000株)を行使した。
5. 平成27年8月28日の取締役会において、第7回乃至第9回新株予約権に関して、残存する(未行使分)72,000個全てについて、平成27年9月28日を取得日と定め、取得後に当該新株予約権の全部を消却することを決議している。

【上記本新株式および新株予約権に係る

発行時における当初の資金使途及び支出予定時期、現時点における充当状況】

発行時における当初の資金使途	① ガンマデルタ T 細胞技術を用いた消化器がんに関する治験・市販後調査に係る費用:2,996 百万円 ② 樹状細胞ワクチン技術を用いた消化器がんに関する治験・市販後調査に係る費用:2,119 百万円
発行時における支出予定時期	① 平成26年10月～平成35年9月 ② 平成27年4月～平成36年3月
現時点における充当状況	調達した資金は、当初の資金使途に従い、充当する予定です。なお、調達資金は、銀行預金等の安全性の高い金融商品にて運用しております。

12. 発行要項

本新株予約権付社債、第10回新株予約権及び第11回新株予約権の発行要項につきましては、末尾に添付される別紙「株式会社メディネット第2回無担保転換社債型新株予約権付社債発行要項」、「株式会社メディネット第10回新株予約権発行要項」及び「株式会社メディネット第11回新株予約権発行要項」をご参照下さい。

株式会社メディネット第2回無担保転換社債型新株予約権付社債 発行要項

本要項は、株式会社メディネット（以下「当社」という。）が会社法第370条及び当社定款第23条の規定に基づく取締役会の決議に代わる平成27年9月29日付の書面決議により平成27年10月15日に発行する株式会社メディネット第2回無担保転換社債型新株予約権付社債にこれを適用する。

1. 募集社債の名称 株式会社メディネット第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「**本新株予約権付社債**」といい、そのうち社債のみを「**本社債**」、新株予約権のみを「**本新株予約権**」という。）
2. 募集社債の総額 金5億円（額面総額5億円）
3. 各募集社債の金額 金12.5百万円の1種
4. 各募集社債の払込金額 金12.5百万円（額面100円につき金100円）
5. 各新株予約権の払込金額 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
6. 新株予約権付社債の券面 本新株予約権付社債については、社債券及び新株予約権証券を発行しない。
なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
7. 利率 本社債には利息を付さない。
8. 申込期日 平成27年10月15日
9. 申込取扱場所 株式会社メディネット 管理本部 総務部
10. 本社債の払込期日 平成27年10月15日
11. 本新株予約権の割当日 平成27年10月15日
12. 募集の方法 第三者割当の方法により、本新株予約権付社債の全部をウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合（以下「**割当先**」という。）に割り当てる。
13. 物上担保・保証の有無 本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
14. 社債管理者の不設置 本新株予約権付社債は、会社法第702条但書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。
15. 財務上の特約
 - (1) 担保提供制限 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後に当社が今後国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債（会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。）に担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも同法に基づき同順

位の担保権を設定する。当社が、本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第 41 条第 4 項の規定に準じて公告する。

(2) その他の条項

本新株予約権付社債には担保切換条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。

16. 償還の方法

(1) 本社債は、平成 33 年 10 月 14 日（以下「償還期限」という。）にその総額を額面 100 円につき金 100 円で償還する。

(2) 当社は、平成 28 年 10 月 15 日以降、平成 33 年 10 月 13 日までの期間、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）に対して、償還すべき日（償還期限より前の日とする。）の 1 ヶ月以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、以下に記載の割合を残存する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額に乗じた金額で繰上償還することができる。

- ① 平成 28 年 10 月 15 日から平成 29 年 10 月 14 日までの期間：
100.5%
- ② 平成 29 年 10 月 15 日から平成 30 年 10 月 14 日までの期間：
101.0%
- ③ 平成 30 年 10 月 15 日から平成 31 年 10 月 14 日までの期間：
101.5%
- ④ 平成 31 年 10 月 15 日から平成 32 年 10 月 14 日までの期間：
103.0%
- ⑤ 平成 32 年 10 月 15 日から平成 33 年 10 月 13 日までの期間：
104.5%

(3) 本社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、平成 30 年 10 月 14 日までの期間、その選択により、償還すべき日の 15 営業日前までに事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額の 105.0%の割合に乗じた金額で繰上償還することを、当社に請求する権利を有する。

(4) 本項に基づき本新株予約権付社債を償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

17. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合は、本社債について期限の利益を喪失する。当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合、本社債権者に対し直ちにその旨を公告する。

- (1) 当社が、いずれかの本社債につき、本要項第 15 項第(1)号又は第 16 項の規定に違背し、30 日以内にその履行をすることができないとき。
- (2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (3) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 1 億円を超えない場合はこの限りではない。
- (4) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は取締役会において解散（新設合併若しくは吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社若しくは存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害さないと認められる場合を除く。）の決議を行ったとき。

- (5) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (6) 当社の事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分がなされたとき、競売（公売を含む。）の申立てがあったとき若しくは滞納処分としての差押えがあったとき、又はその他の事由により当社の信用を著しく害する事実が生じたとき。

18. 本社債に付する新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。

19. 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数の算定方法

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「**交付**」という。）する数は、行使請求に係る本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を本項第(3)号記載の転換価額（但し、本項第(4)号乃至第(8)号の定めるところに従い調整された場合は調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。

(3) 転換価額

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するに当たり用いられる1株当たりの額（以下「**転換価額**」という。）は、167円とする。

(4) 転換価額の調整

当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本項第(5)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「**転換価額調整式**」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(5) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(7)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）、その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。）調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下、同じ。）の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(7)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「**取得請求権付株式等**」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- ④ 本号①乃至③の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、無償割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については本項第(17)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

- (6) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満に留まる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (7) ① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。気配値表示を含む。）

- とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (8) 本項第(5)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ③ 当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
- ④ 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (9) 本項第(4)号乃至第(8)号により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本社債権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- (10) 本新株予約権を行使することができる期間
平成27年10月15日から平成33年10月13日までとする。但し、①当社の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日まで、②期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時まで、③本社債権者の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日までとする。上記いずれの場合も、平成33年10月14日以後に本新株予約権を行使することはできない。
- (11) その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
- (12) 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件
取得の事由及び取得の条件は定めない。
- (13) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使に係る本社債の払込金額の総額を、本項第(1)号記載の株式の数で除した額とする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- (14) 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由及び転換価額

の算定理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本要項及び割当先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関の評価報告書の新株予約権に関する評価結果及び本社債の利率、繰上償還、発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととし、当初の転換価額は167円とした。

(15) 新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、本項第(10)号記載の行使期間中に、本項第(18)号記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。

(16) 新株予約権行使の効力発生時期

行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が本項第(18)号記載の行使請求受付場所に到着した日に発生する。

(17) 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

(18) 本新株予約権の行使請求受付場所

株式会社メディネット 管理本部 総務部
神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目3番12号

20. 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所）

株式会社メディネット 管理本部 総務部
神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目3番12号

21. 本社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債権者に対して公告する場合は、当社の定款所定の方法によりこれを公告する。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接書面により通知する方法によることができる。

22. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前に本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債総額（償還済みの額を除く。）の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

23. 費用の負担

以下に定める費用は、当社の負担とする。

- (1) 第21項に定める公告に関する費用
- (2) 第22項に定める社債権者集会に関する費用

24. 譲渡制限

本新株予約権付社債の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。

25. その他

- (1) その他本新株予約権付社債の発行に関して必要な事項は、当社代表取締役に一任する。
- (2) 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
- (3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。

株式会社メディネット第10回新株予約権 発行要項

本要項は、株式会社メディネット（以下「当社」という。）が会社法第370条及び当社定款第23条の規定に基づく取締役会の決議に代わる平成27年9月29日付の書面決議により平成27年10月15日に発行する株式会社メディネット第10回新株予約権にこれを適用する。

1. 新株予約権の名称 株式会社メディネット第10回新株予約権（以下「**本新株予約権**」という。）
2. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、その総数は、2,400,000株とする（本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「**交付**」という。）する数（以下「**交付株式数**」という。）は、50,000株とする。）
但し、本項第(2)号乃至第(4)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的となる株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第11項及び第12項の規定に従って、行使価額（第10項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項及び第12項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
 - (3) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第12項及び第15項による行使価額の調整に関し、各調整事由毎に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
3. 本新株予約権の総数 48個
4. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個当たり金160,000円(3.20円/株)
5. 新株予約権の払込金額の総額 金7,680,000円
6. 申込期日 平成27年10月15日
7. 割当日及び払込期日 平成27年10月15日
8. 申込取扱場所 株式会社メディネット 管理本部 総務部
9. 募集の方法及び割当先 第三者割当の方法により、本新株予約権の全部をウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合に割り当てる。
10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に当該行使に係る本新株予約権の交付株式数を乗じた額と

する。

- (2) 本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、167 円とする。但し、行使価額は第 11 項の定めるところに従い調整されるものとする。

11. 行使価額の調整

当社は、当社が本新株予約権の発行後、第 12 項に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl} \text{調整後} & & & & \\ \text{行使価額} & = & \text{調整前} & \times & \\ & & \text{行使価額} & & \\ & & & \times & \text{1株当たりの} \\ & & & & \text{払込金額} \\ & & \text{既発行} & + & \text{交付株式数} \\ & & \text{株式数} & & \\ & & & & \text{時 価} \\ & & \text{既発行株式数} & + & \text{交付株式数} \end{array}$$

12. 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (1) 第 14 項第(2)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）、その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下、同じ。）の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (2) 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (3) 第 14 項第(2)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたもの

とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- (4) 本項第(1)号乃至第(3)号の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、無償割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

なお、株式の交付については第24項第(4)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

13. 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満に留まる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
14. (1) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (2) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。気配値表示を含む。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (3) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
15. 第12項の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者（本新株予約権を保有する者をいう。以下、同じ。）と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- (1) 株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために行使価額の調整を必要とするとき。
- (2) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- (3) 当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。
- (4) 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
16. 第11項乃至第15項により行使価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、適

用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

17. 本新株予約権を行使することができる期間
平成 27 年 10 月 15 日から平成 33 年 10 月 13 日。
但し、第 19 項に従って本新株予約権が取得される場合、取得される本新株予約権については、当該取得に係る通知又は公告で指定する取得日の 1 週間前までとする。
18. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
19. 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件
 - (1) 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、会社法第 273 条第 2 項及び第 3 項の規定に従って 2 週間前に通知又は公告をした上で、かかる通知又は公告で指定した取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権 1 個につき払込金額と同額で取得することができる。
 - (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認されたときは、当社は、会社法第 273 条第 2 項及び第 3 項の規定に従って通知又は公告をした上で、当社取締役会が別途定める日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権 1 個につき払込金額と同額で取得することができる。
20. 新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
21. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
22. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項第(1)号記載の資本金等増加限度額から本項第(1)号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
23. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本新株予約権の払込金額（1 個当たり 160,000 円（1 株当たり 3.20 円））は、本要項及び割当先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関の評価報告書の評価結果を勘案して決定した。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 10 項記載のとおりとし、行使価額は、平成 27 年 9 月 28 日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 100.0%に相当する金額とした。
24. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第 25 項に定める行使請求受付場所（以下「**行使請求受付場所**」という。）においてこれを取り扱う。
- (2) ① 本新株予約権を行使しようとする新株予約権者は、当社の定める行使請求書（以下「**行使請求書**」という。）に、その行使に係る本新株予約権の内容及び数等必要事項を記載して、これに記名捺印した上、第 17 項に定める行使期間中に、行使請求受付場所に提出しなければならない。
 - ② 本新株予約権を行使しようとする場合、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を第 26 項に定める払込取扱場所（以下「**払込取扱場所**」という。）の指定する口座に振り込むものとする。
 - ③ 行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、当社による書面による承諾がない限り、その後これを撤回することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に必要な書類の全部が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が払込取扱場所の指定する口座に入金された日に発生する。
- (4) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第 130 条第 1 項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

25. 行使請求受付場所

株式会社メディネット 管理本部 総務部
神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目 3 番 12 号

26. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 虎ノ門支店

27. その他

- (1) その他本新株予約権の発行に関して必要な事項は、当社代表取締役に一任する。
- (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
- (3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。

**株式会社メディネット第11回新株予約権
発行要項**

本要項は、株式会社メディネット（以下「当社」という。）が会社法第370条及び当社定款第23条の規定に基づく取締役会の決議に代わる平成27年9月29日付の書面決議により平成27年10月15日に発行する株式会社メディネット第11回新株予約権にこれを適用する。

1. 新株予約権の名称 株式会社メディネット第11回新株予約権（以下「**本新株予約権**」という。）

2. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、その総数は、6,350,000株とする（本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「**交付**」という。）する数（以下「**交付株式数**」という。）は、50,000株とする。）

但し、本項第(2)号乃至第(4)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的となる株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第11項及び第12項の規定に従って、行使価額（第10項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項及び第12項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

(3) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第12項及び第15項による行使価額の調整に関し、各調整事由毎に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3. 本新株予約権の総数	127個
4. 各本新株予約権の払込金額	本新株予約権1個当たり金30,000円（0.60円/株）
5. 新株予約権の払込金額の総額	金3,810,000円
6. 申込期日	平成27年10月15日
7. 割当日及び払込期日	平成27年10月15日
8. 申込取扱場所	株式会社メディネット 管理本部 総務部
9. 募集の方法及び割当先	第三者割当の方法により、本新株予約権の全部をウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合に割り当てる。

10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に当該行使に係る本新株予約権の交付株式数を乗じた額と

する。

- (2) 本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、251 円とする。但し、行使価額は第 11 項の定めるところに従い調整されるものとする。

11. 行使価額の調整

当社は、当社が本新株予約権の発行後、第 12 項に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

12. 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (1) 第 14 項第(2)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）、その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下、同じ。）の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (2) 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (3) 第 14 項第(2)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日

の翌日以降これを適用する。

- (4) 本項第(1)号乃至第(3)号の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、無償割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については第24項第(4)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

13. 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満に留まる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
14. (1) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (2) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。気配値表示を含む。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (3) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
15. 第12項の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者（本新株予約権を保有する者をいう。以下、同じ。）と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- (1) 株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために行使価額の調整を必要とするとき。
- (2) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- (3) 当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。
- (4) 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
16. 第11項乃至第15項により行使価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やか

- にこれを行う。
17. 本新株予約権を行使することができる期間
平成 27 年 10 月 15 日から平成 33 年 10 月 13 日。
但し、第 19 項に従って本新株予約権が取得される場合、取得される本新株予約権については、当該取得に係る通知又は公告で指定する取得日の 1 週間前までとする。
 18. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
 19. 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件
 - (1) 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、会社法第 273 条第 2 項及び第 3 項の規定に従って 2 週間前に通知又は公告をした上で、かかる通知又は公告で指定した取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権 1 個につき払込金額と同額で取得することができる。
 - (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認されたときは、当社は、会社法第 273 条第 2 項及び第 3 項の規定に従って通知又は公告をした上で、当社取締役会が別途定める日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権 1 個につき払込金額と同額で取得することができる。
 20. 新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
 21. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
 22. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項第(1)号記載の資本金等増加限度額から本項第(1)号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 23. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本新株予約権の払込金額（1 個当たり 30,000 円（1 株当たり 0.60 円））は、本要項及び割当先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関の評価報告書の評価結果を勘案して決定した。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 10 項記載のとおりとし、行使価額は、平成 27 年 9 月 28 日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 150.0%に相当する金額とした。
 24. 新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第 25 項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。
 - (2) ① 本新株予約権を行使しようとする新株予約権者は、当社の定める行使請求書（以下「行使請求書」という。）に、その行使に係る本新株予約権の内容及び数等必要事項を記載して、これに記名捺印した上、第 17 項に定める行使期間中に、行使請求受付場所に提出しなければならない。

- ② 本新株予約権を行使しようとする場合、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を第 26 項に定める払込取扱場所（以下「**払込取扱場所**」という。）の指定する口座に振り込むものとする。
 - ③ 行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、当社による書面による承諾がない限り、その後これを撤回することはできない。
 - (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に必要な書類の全部が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が払込取扱場所の指定する口座に入金された日に発生する。
 - (4) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第 130 条第 1 項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。
25. 行使請求受付場所
株式会社メディネット 管理本部 総務部
神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目 3 番 12 号
26. 払込取扱場所
株式会社みずほ銀行 虎ノ門支店
27. その他
- (1) その他本新株予約権の発行に関して必要な事項は、当社代表取締役に一任する。
 - (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
 - (3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。